

【別紙3】

代議員選挙スケジュール(第3期)修正について

平成29年11月30日
平成29年12月21日修正

		変更内容
(1)選挙人名簿作成	平成29年 11月8-9日	
(2)第1回選挙管理委員会【書面】 選挙に関わる管理執行の事務を委嘱 選挙権及び被選挙権を有する選挙人を確定する(平成29年1月1日現在)。 選挙人名簿に沿って選挙管理委員会が各選挙区の代議員定数を確定する。 選挙人名簿の都道府県協会宛発送(11月24日まで)	11月20日	
(3)選挙告示 選挙管理委員会が、立候補届出受付開始の5日前までにHP上で選挙人に、 スケジュールや方法について告示する。 尚、立候補者はHP上で氏名と住所(但し都道府県名のみ)が告示されることに 同意する必要がある旨を明記する。	11月30日	
(4)選挙人名簿確定及び閲覧 選挙管理委員会は、告示後立候補届出期間終了日までJWA事務所及び都道府県 協会事務所で閲覧可能とする。 選挙人名簿に誤記や遺漏がある時は、選挙人は異議を選挙管理委員長に 申立てできる。その場合、選挙管理委員会は速やかに名簿の訂正を行い告示する。	11月30日以降 (12月20日まで)	
(5)立候補届出の受付開始 期間は5日間以上。立候補者は立候補届出書を選挙管理委員会から取寄せ、 立候補受付終了日までに選挙管理委員会に到着するよう、郵送にて立候補 意思表示する。	12月6日	
(6)立候補届出の受付終了 消印有効ではないので要注意。	12月20日	
(7)第2回選挙管理委員会	12月21日	
(8)辞退受付並びに定数不足対策 辞退をする場合は、立候補届出受付終了後5日以内に自署 による立候補辞退届を選挙管理委員長宛てに提出する。 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は 正会員の中から代議員候補者を選定する。	1月10日	
(9)候補者確定と告示及び投票用紙送達 選挙委員会は、選挙候補者一覧表及び投票用紙を選挙人に 郵送すると共に、候補者一覧表をHP上で閲覧可能とする。	平成30年 1月11日	平成29年 12月27日
● 特定の立候補者が当選人となることに関する異議申し立ての送付期限		平成30年 1月10日
(10)投票受付開始 候補者一覧表の告示をもって受付開始とし、選挙期日 をもって終了日とする。期間は、10日間以上確保する。	1月11日	
(11)投票期間終了	1月25日	
(12)開票 予め選挙管理委員会から指名された正会員2名により開票する。	2月1日	
(13)第3回選挙管理委員会	2月1日	
(14)新代議員確定通知及び新代議員名簿公表 選挙管理委員会は、当選者に当選証書を郵送。同時にHP上で選挙区と 氏名を公表する。	2月6日	